

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に関する法定受託事務を行う。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務に利用する。 （国民年金に関する事務） ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構（年金事務所）への異動報告、所得情報提供等の進達 （年金生活者支援給付金の支給に関する事務） ①年金生活者支援給付金（老齢給付金、補足的給付金、障害給付金、遺族給付金）の支給に関する事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番46、116、128 国民年金法第3条第3項、国民年金法施行令第1条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第40条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番72、73、74、142、156
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 市民生活部 市民課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1818
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー入りの文書を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどのダブルチェックを行い、追跡可能な郵便で送付している。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民窓口課長 野道徹也	市民窓口課長 金藤康樹	事後	人事異動
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民窓口課長 金藤康樹	市民窓口課長 山本啓之	事後	人事異動
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ①部署	市民窓口課	市民課	事前	機構改革
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民窓口課長 山本啓之	市民課長 野道徹也	事前	機構改革・人事異動
平成30年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部	総務部	事前	機構改革
平成30年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	市民窓口課	市民課	事前	機構改革
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 野道徹也	市民課長 柴垣桂介	事後	人事異動
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	全面追記	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 柴垣桂介	市民課長 杉田和也	事後	人事異動
令和3年8月12日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正
令和3年8月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 杉田和也	市民課長 藤森仁美	事後	人事異動
令和4年7月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 藤森 仁美	市民課長	事後	
令和4年7月14日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に関する法定受託事務を行う。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いる。 ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供等の進達	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に関する法定受託事務を行う。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いる。 (国民年金に関する事務) ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供等の進達 (年金生活者支援給付金の支給に関する事務) ①年金生活者支援給付金(老齢給付金、補足的給付金、障害給付金、遺族給付金)の支給に関する事務	事後	法改正
令和4年7月14日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番31 並びに 国民年金法第12条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2	番号法第9条第1項、別表第一項番31、83、95 国民年金法第3条第3項、国民年金施行令第1条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第40条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2、第59条、第68条の2	事後	法改正
令和4年7月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二項番48、50、107	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二項番48、50、107、117	事後	法改正
令和4年7月14日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番31、83、95 国民年金法第3条第3項、国民年金施行令第1条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第40条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2、第59条、第68条の2	番号法第9条第1項、別表項番46、116、128 国民年金法第3条第3項、国民年金施行令第1条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条、第40条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2、第59条、第68条の2	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二項番48、50、107、117	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番72、73、74、142、156	事後	法改正
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正